

3 3 高齢者対策の推進

〔現況及び施策の方向〕

「高齢期における自分らしい暮らしをみんなで支え合う広島県づくり」を基本理念とし、「元気な高齢者を増やします」、「地域包括ケアを進めます」の2つの総括目標に向かって施策の推進を図る。

〔事業の内容〕

1 総合的な施策の企画・調整

ひろしま高齢者プランの推進（予算額 866 千円）

「第5期ひろしま高齢者プラン」（平成24～26年度）に基づき、「高齢者対策総合推進会議」により、元気で活躍するプラチナ世代づくりをはじめ、医療・介護・福祉・保健の連携、介護サービスの充実、ケアマネジメント機能の強化、認知症対策、介護予防などの施策の総合的な推進を図る。

区 分	事 業 内 容
高齢者対策総合推進会議の運営	県民、市町、職能団体、民間団体、事業者団体等の代表者で構成する会議を運営し、関係団体等との連携・協働による施策の総合的な推進、実施状況の検証を行う。

2 高齢者が活躍できる社会づくりの推進

(1) 明るい長寿社会づくり推進事業（予算額 39,982 千円）

「ゆとりある明るい長寿社会」構築のための意識啓発等、各種の事業を実施し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を推進する。（平成2年度創設）

- 委託先 社会福祉法人広島県社会福祉協議会
- 委託期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- 事業内容

事 業	事 業 内 容
全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣等	全国健康福祉祭（ねんりんピック）の派遣選手選考及び派遣 〔広島県シニア総合スポーツ大会（派遣選手選考）〕 〔会場〕 H23 広島市 H24 広島市・呉市 〔全国健康福祉祭（ねんりんピック）（選手派遣）〕 〔会場〕 H23 熊本県 H24 宮城県
広島県シルバー作品展	高齢者による作品（日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真）の募集と優秀作品の展示等 ※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）美術展の選考を兼ねる。
シニア囲碁・将棋大会	高齢者を対象とする将棋及び囲碁の大会の開催 ※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）の予選会を兼ねる。
よがんすネット	明るい長寿社会づくり推進事業等の情報発信 〔ホームページアドレス〕 http://www.yogans.net

(2) 老人クラブ活動の推進（予算額 41,005 千円）

平成19年度に財団法人広島県老人クラブ連合会がまとめた「これからの老人クラブ活動のあり方に関する報告書」に基づく地域支援活動の推進や地域づくり活動が定着するよう支援する。

また、市町を単位とする研修、健康づくりなど広域的な事業を展開する市町老人クラブ連合会に対し助成を行うとともに、県老人クラブ連合会に対して助成する。

第1表 老人クラブの状況

(単位 団体, 人)

区 分	ク ラ ブ 数	会 員 数
県 分	1,667	93,029
広 島 市 分	530	40,349
福 山 市 分	547	33,014
計	2,744	166,392

クラブ数、会員数は平成23年度末現在の数値である。

(3) プラチナ世代社会参画促進事業 (予算額 16,250千円)

高齢化が進展していく中で、地域の活力を維持向上させるためには、プラチナ世代(概ね55歳以上)が長年培ってきた知識や経験、技能を十分発揮することが必要である。このため、平成21年4月に関係機関・団体等で設立した「広島県プラチナ世代支援協議会」を運営し、事業の効果的な実施とプラチナ世代の積極的な社会参画や地域貢献できる社会の構築を推進する。(平成21年度創設)

(単位 千円)

事 業	事 業 内 容	予 算 額
広島県プラチナ世代支援協議会の運営	広島県、(社福)広島県社会福祉協議会、及び(公財)広島県老人クラブ連合会等で構成 ・プラチナ世代の社会参画促進に普及啓発、広報・情報提供等	662
プラチナ世代社会参画促進事業イベントの実施	プラチナ世代が社会参画しやすい環境づくり ・プラチナ健康福祉祭の実施	5,640
プラチナ大学(広島県高齢者健康福祉大学校)	人材の育成と活動の場に結びつける仕組みづくり ・広島県社会福祉協議会に委託して実施	7,948
プラチナ世代社会参画の基盤整備	地域活動に意欲のある人材の掘り起こしや、プラチナ世代の実践活動を継続的に実施する団体に対して助成金を交付	2,000

3 地域支援対策の推進

(1) 【新】地域包括ケアの推進 (予算額 48,059千円)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、平成24年6月に設置した「広島県地域包括ケア推進センター」において、関係団体や市町への支援、助言を行うとともに、職種間連携体制を整備するための研究会の設置やモデル事業等を実施する。(平成24年度創設)

《広島県地域包括ケア推進センターの概要》

委 託 先	財団法人広島県地域保健医療推進機構
実施場所	県健康福祉センター(広島市南区皆実町一丁目6-29)
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療と介護の連携の推進 チームケア体制推進、人材育成など ○ 在宅ケアの推進 地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・訪問看護・リハビリの推進、地域リハビリテーションの推進、自立支援型ケアの促進 ○ 専門相談・啓発業務 認知症介護・高齢者権利擁護・リハビリテーション相談、情報発信

(2) 認知症対策の推進 (予算額 11,274千円)

認知症の人やその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症に関する「普及啓発と情報提供の促進」、「早期診断の推進と適切な医療の提供」、「認知症ケアの質の確保と向上」、地域の実情に応じた「支援体制の構築」など、総合的な認知症対策を推進する。

ア 認知症にやさしい地域づくり支援事業 (予算額 2,152千円)

認知症の人やその家族等を支援するため、医療と介護の連携強化等により地域における支援体制

の構築等について検討を行う認知症地域支援体制推進会議を開催する。

また、県民に対し、認知症の理解促進を図るため、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの一週間を「オレンジリング週間（認知症理解促進強化週間）」として位置づけ、オレンジリングイベントを開催する。（平成19年度創設）

イ 認知症医療・介護研修事業（予算額 3,453千円）

「早期診断の推進と適切な医療の提供」と「認知症ケアの質の確保と向上」を図るため、高齢者等が日頃受診するかかりつけ医の認知症診療等に対する技術的助言等を行う医師や、介護保険施設等の認知症介護従事者等に対し、認知症に関する研修を実施する。（平成13年度創設）

事業名	事業内容
認知症サポート医フォローアップ研修	「認知症サポート医」を対象とした、サポート医ネットワークの形成や認知症に関する最新知識を習得するための研修
認知症専門医療向上研修	認知症専門医等を対象とし、認知症医療のレベルアップを図る「認知症臨床研修」への派遣
認知症介護実践研修	認知症介護の基本知識等の習得を図る「実践者研修」「実践リーダー研修」及び実践リーダー研修修了者等を対象とする「フォローアップ研修」
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修等の講師等の役割を担う認知症介護指導者を養成するための研修とその修了者を対象としたフォローアップ研修
地域密着型サービス指定要件研修	「認知症対応型サービス事業管理者研修」「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」

ウ 【新】認知症地域連携体制構築事業（予算額 5,669千円）

認知症のある高齢者に適切な医療とケアが提供できるよう、医療と介護の関係者が認知症患者の情報を共有するための仕組みづくりに向けて、地域連携バス導入モデル事業を実施するとともに、検討部会を設置し、モデル事業の成果と課題の検証や標準的地域連携バスの作成を行うなど、各地域での認知症地域連携バスの導入を促進する。（平成24年度創設）

(3) 高齢者虐待予防対策の推進

平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴い、法の趣旨等を県民、事業者、関係団体、市町等に対し、普及啓発を図る。

また、虐待防止施策に反映させるため、県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに、集計結果を公表する。

県内の23市町のうち平成23年度末までに18市町が「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでいる。また、未設置の市町に対しては、早期の設置を働きかけていくとともに、市町及び関係団体とも連携し、高齢者虐待の防止、養護者の支援に努める。

(4) 民生委員児童委員協議会への指導援助

広島県民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に対し活動費を助成し、民生委員児童委員活動の充実強化に努める。（民生児童委員研修等事業費補助金 昭和52年度創設、民生委員協議会運営費県費負担金 昭和48年度創設）

第2表 民生委員・児童委員活動に対する補助等の状況

(単位 千円)

区分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
県民児協補助	2,437	2,437	2,436
地区民協運営費補助	11,947	11,947	12,568

〔 民生委員・児童委員の報償費の支払いについては、平成17年度から順次市町へ権限移譲
移譲事務交付金 民生委員・児童委員1人当たり年額58,200円 負担割合 県10/10 〕

第3表 民生委員・児童委員定数の推移

(単位 人)

区分	県分	広島市分	福山市分	合計	摘要
平成24年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	5,987 (519)	
平成23年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	5,987 (519)	安佐南区安地区1名増,安佐北区真亀地区1名増,三入地区1名増,安芸区瀬野地区1名増
平成22年12月1日	3,144 (250)	1,952 (200)	887 (69)	5,983 (519)	一斉改選
平成22年4月1日	3,142 (250)	1,952 (200)	887 (69)	5,981 (519)	東区牛田地区の区域2分割により主任児童委員2名増,西区古田地区2名増,安佐南区大町東地区1名増,山本地区2名増,安芸区矢野地区の区域2分割により2名増及び主任児童委員1名増,佐伯区湯来地区の区域2分割により主任児童委員2名増
平成21年4月1日	3,142 (250)	1,940 (195)	887 (69)	5,969 (514)	安佐南区原地区1名増,大塚・伴南地区1名増
平成20年4月1日	3,142 (250)	1,938 (195)	887 (69)	5,967 (514)	安芸区瀬野地区1名増,矢野地区2名増
平成19年12月1日	3,142 (250)	1,935 (195)	887 (69)	5,964 (514)	一斉改選
平成19年4月1日	3,142 (257)	1,935 (195)	887 (69)	5,964 (521)	安佐南区沼田地区の区域3分割により主任児童委員4名増
平成18年3月1日	3,142 (257)	1,931 (191)	887 (69)	5,960 (517)	神辺町が福山市と合併,主任児童委員4名増
平成17年4月25日	3,236 (260)	1,931 (191)	789 (62)	5,956 (513)	湯来町が広島市と合併
平成17年2月1日	3,267 (262)	1,900 (189)	789 (62)	5,956 (513)	沼隈町が福山市と合併
平成16年12月1日	3,302 (264)	1,900 (189)	754 (60)	5,956 (513)	一斉改選
平成15年4月1日	3,342 (281)	1,898 (187)	754 (60)	5,994 (528)	旧新市町の区域2分割により主任児童委員1名増
平成15年2月3日	3,342 (281)	1,898 (187)	753 (59)	5,993 (527)	内海町,新市町が福山市と合併
平成13年12月1日	3,415 (286)	1,898 (187)	680 (54)	5,993 (527)	一斉改選
平成10年12月1日	3,360 (231)	1,829 (126)	660 (41)	5,849 (398)	"
平成10年4月1日	3,360 (231)	1,762 (126)	625 (41)	5,747 (398)	福山市が中核市へ移行

(注) () 内は,主任児童委員数で内数である

第4表 民生委員・児童委員の活動状況

(単位 件, %)

区分	件数	内容別相談・支援件数														計
		在宅福祉	介護保険	保健医療	子育て保健	子ども生活	子ども教育	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	
平成23年度	19,198	6,360	15,621	4,349	11,643	8,018	4,152	919	1,128	5,226	2,119	6,607	29,063	28,194	142,597	
	構成比	13.5	4.5	10.9	3.0	8.2	5.6	2.9	0.6	0.8	3.7	1.5	4.6	20.4	19.8	100.0
平成22年度	20,113	6,375	15,204	5,005	12,792	8,131	4,199	1,084	1,298	6,525	2,640	7,078	28,842	27,277	146,513	
	構成比	13.7	4.4	10.4	3.4	8.7	5.5	2.9	0.7	0.9	4.5	1.8	4.8	19.7	18.6	100.0

区分	件数	分野別相談・支援件数					その他活動件数					訪問回数		連絡調整回数		活動日数
		高齢者	障害者	子ども	その他	計	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動	民・児協研運営	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	
平成23年度	82,994	10,409	26,085	23,109	142,597	105,963	102,149	145,199	83,444	7,127	1,422	769,190	268,901	148,107	108,706	427,856
	構成比	58.2	7.3	18.3	100.0											
平成22年度	82,389	10,808	27,968	25,348	146,513	83,327	101,597	143,241	91,001	7,537	1,702	760,321	253,576	147,058	107,118	532,262
	構成比	56.2	7.4	19.1	100.0											

4 高齢者福祉保健施設の整備

(1) 広域型介護保険施設等の整備 (予算額 98,100千円)

高齢者の個性やプライバシーを重視した「個人の自立を尊重したケア」を目指し、「第5期ひろしま

高齢者プラン」に基づき、高齢者福祉保健施設の個室・ユニット化を進めるなど、生活環境の向上を推進する。

(2) 地域密着型介護保険施設等の整備（予算額 1,923,582 千円）

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費並びに、既存の介護施設のスプリンクラー設置に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。（平成 21 年度創設）

事業名	事業内容																										
地域介護拠点整備費補助事業	<p>①定員 30 人未満の小規模介護施設等の整備に対する補助（県 10/10） 新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1" data-bbox="544 667 1289 1048"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> <td>4,000 千円×定員</td> </tr> <tr> <td>小規模ケアハウス</td> <td>4,000 千円×定員</td> </tr> <tr> <td>小規模老人保健施設</td> <td>50,000 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>30,000 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>30,000 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型デイサービスセンター</td> <td>10,000 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>夜間対応型訪問介護ステーション</td> <td>5,000 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td>7,500 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td>1,000 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>生活支援ハウス</td> <td>30,000 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応サービス事業所</td> <td>5,000 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>複合型サービス事業所</td> <td>20,000 千円／一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	小規模特別養護老人ホーム	4,000 千円×定員	小規模ケアハウス	4,000 千円×定員	小規模老人保健施設	50,000 千円／一施設	認知症高齢者グループホーム	30,000 千円／一施設	小規模多機能型居宅介護事業所	30,000 千円／一施設	認知症対応型デイサービスセンター	10,000 千円／一施設	夜間対応型訪問介護ステーション	5,000 千円／一施設	介護予防拠点	7,500 千円／一施設	地域包括支援センター	1,000 千円／一施設	生活支援ハウス	30,000 千円／一施設	定期巡回・随時対応サービス事業所	5,000 千円／一施設	複合型サービス事業所	20,000 千円／一施設
対象施設	配分基礎単価																										
小規模特別養護老人ホーム	4,000 千円×定員																										
小規模ケアハウス	4,000 千円×定員																										
小規模老人保健施設	50,000 千円／一施設																										
認知症高齢者グループホーム	30,000 千円／一施設																										
小規模多機能型居宅介護事業所	30,000 千円／一施設																										
認知症対応型デイサービスセンター	10,000 千円／一施設																										
夜間対応型訪問介護ステーション	5,000 千円／一施設																										
介護予防拠点	7,500 千円／一施設																										
地域包括支援センター	1,000 千円／一施設																										
生活支援ハウス	30,000 千円／一施設																										
定期巡回・随時対応サービス事業所	5,000 千円／一施設																										
複合型サービス事業所	20,000 千円／一施設																										
スプリンクラー等整備費補助事業	<p>②既存介護施設等へのスプリンクラー設置に対する補助（県 10/10） 既存の介護施設等がスプリンクラーを設置する経費に対して、次の補助単価により補助する。補助形態（県⇒法人等又は県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1" data-bbox="544 1160 1412 1518"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム ※1</td> <td rowspan="8">1,000 ㎡以上の平屋建ての場合 軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所については、1,000 ㎡以上の場合は 17 千円/㎡</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設 ※1</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>老人短期入所施設（併設を含む。）</td> </tr> <tr> <td>有料老人ホーム ※3</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所 ※2</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模老人保健施設</td> <td rowspan="2">1,000 ㎡未満の場合 9 千円/㎡</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム（定員 29 人以下を含む。） ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 は定員 30 名以上 ※2 は要介護度 3 以上の高齢者等が常時宿泊するもの等に限る ※3 は主として要介護状態にある者を入居させるものに限る</p>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム ※1	1,000 ㎡以上の平屋建ての場合 軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所については、1,000 ㎡以上の場合は 17 千円/㎡	老人保健施設 ※1	養護老人ホーム	老人短期入所施設（併設を含む。）	有料老人ホーム ※3	小規模多機能型居宅介護事業所 ※2	認知症高齢者グループホーム	小規模特別養護老人ホーム	小規模老人保健施設	1,000 ㎡未満の場合 9 千円/㎡	軽費老人ホーム（定員 29 人以下を含む。） ※3												
対象施設	配分基礎単価																										
特別養護老人ホーム ※1	1,000 ㎡以上の平屋建ての場合 軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所については、1,000 ㎡以上の場合は 17 千円/㎡																										
老人保健施設 ※1																											
養護老人ホーム																											
老人短期入所施設（併設を含む。）																											
有料老人ホーム ※3																											
小規模多機能型居宅介護事業所 ※2																											
認知症高齢者グループホーム																											
小規模特別養護老人ホーム																											
小規模老人保健施設	1,000 ㎡未満の場合 9 千円/㎡																										
軽費老人ホーム（定員 29 人以下を含む。） ※3																											
防災補強等改修支援事業	<p>③地域密着型施設等で防災対策上必要な補強改修等に伴う修繕等に対する補助（県 10/10） 地域密着型施設等で地震等に備えた防災対策上必要な補強改修等に対し、工事費等の必要経費を、次の補助単価により補助する。 補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1" data-bbox="580 1780 1394 2027"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> <td rowspan="3">13,000 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>小規模ケアハウス</td> </tr> <tr> <td>小規模老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td rowspan="3">6,500 千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>その他地域介護拠点整備費補助事業の対象施設であって知事が必要と認めた施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	小規模特別養護老人ホーム	13,000 千円／一施設	小規模ケアハウス	小規模老人保健施設	認知症高齢者グループホーム	6,500 千円／一施設	小規模多機能型居宅介護事業所	その他地域介護拠点整備費補助事業の対象施設であって知事が必要と認めた施設																
対象施設	配分基礎単価																										
小規模特別養護老人ホーム	13,000 千円／一施設																										
小規模ケアハウス																											
小規模老人保健施設																											
認知症高齢者グループホーム	6,500 千円／一施設																										
小規模多機能型居宅介護事業所																											
その他地域介護拠点整備費補助事業の対象施設であって知事が必要と認めた施設																											

事業名	事業内容												
施設等開設準備等支援補助事業	<p>④介護施設等の開設準備経費に対する補助（県 10/10） 新たな介護施設等を設置する場合に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の補助単価により補助する。 補助形態（県⇒法人等又は県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>特別養護老人ホーム ※1</td><td rowspan="9">600 千円/定員数</td></tr> <tr><td>ケアハウス ※1※2</td></tr> <tr><td>老人保健施設 ※1</td></tr> <tr><td>養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>小規模特別養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>小規模ケアハウス ※2</td></tr> <tr><td>小規模老人保健施設</td></tr> <tr><td>認知症高齢者グループホーム</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 は定員 30 名以上 ※2 は特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの</p>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム ※1	600 千円/定員数	ケアハウス ※1※2	老人保健施設 ※1	養護老人ホーム	小規模特別養護老人ホーム	小規模ケアハウス ※2	小規模老人保健施設	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
対象施設	配分基礎単価												
特別養護老人ホーム ※1	600 千円/定員数												
ケアハウス ※1※2													
老人保健施設 ※1													
養護老人ホーム													
小規模特別養護老人ホーム													
小規模ケアハウス ※2													
小規模老人保健施設													
認知症高齢者グループホーム													
小規模多機能型居宅介護事業所													
定期借地権活用整備促進助成事業	<p>⑤介護施設等の定期借地権活用に対する補助（県 10/10） 新たな介護施設等を設置する際、定期借地権を活用して用地確保をする場合に、次の交付基準により補助する。 補助形態（県⇒法人等又は県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>交付基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>特別養護老人ホーム ※1</td><td rowspan="9"> <ul style="list-style-type: none"> ・交付基準 整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 を上限とする。 ・対象経費 定期借地権設定の際に授受される一時金 ・補助率 2 分の 1 </td></tr> <tr><td>ケアハウス ※1※2</td></tr> <tr><td>老人保健施設 ※1</td></tr> <tr><td>養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>小規模特別養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>小規模ケアハウス ※2</td></tr> <tr><td>小規模老人保健施設</td></tr> <tr><td>認知症高齢者グループホーム</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 は定員 30 名以上 ※2 は特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの</p>	対象施設	交付基準等	特別養護老人ホーム ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・交付基準 整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 を上限とする。 ・対象経費 定期借地権設定の際に授受される一時金 ・補助率 2 分の 1 	ケアハウス ※1※2	老人保健施設 ※1	養護老人ホーム	小規模特別養護老人ホーム	小規模ケアハウス ※2	小規模老人保健施設	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
対象施設	交付基準等												
特別養護老人ホーム ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・交付基準 整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 を上限とする。 ・対象経費 定期借地権設定の際に授受される一時金 ・補助率 2 分の 1 												
ケアハウス ※1※2													
老人保健施設 ※1													
養護老人ホーム													
小規模特別養護老人ホーム													
小規模ケアハウス ※2													
小規模老人保健施設													
認知症高齢者グループホーム													
小規模多機能型居宅介護事業所													

(3) 軽費老人ホームの運営（予算額 765,054 千円）

60 歳以上で、いろいろな事情で家庭生活をすることが困難な人の入所施設である軽費老人ホーム（A 型）、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人の入所施設である軽費老人ホーム（ケアハウス）について、その運営費を助成する。

第 5 表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

（単位 人，円）

施設種別	平成 23 年度		平成 24 年度	
	人数	決算額	人数	予算額
軽費老人ホーム A 型	1,194	117,223,000	1,190	119,652,000
ケアハウス	13,429	662,792,000	13,476	645,402,000
計	14,623	780,015,000	14,666	765,054,000

第6表-1 高齢者福祉保健施設等整備目標数

(単位 人)

区 分	平成23年度末 整備数	24-26年度 整備予定数	療養病床からの 転換を除く整備 予定数 (再掲)	平成23年度 整備数	平成26年度末 整備目標数
養護老人ホーム	1,808	50	0	0	1,858
特別養護老人ホーム	10,618	1,901	1,860	445	12,519
軽費老人ホーム	A型	300	0	0	300
	ケアハウス	2,043	0	0	2,043
	計	2,343	0	0	2,343
介護老人保健施設 (注2)	8,149 (50)	2,920 (2,164)	484 (14)	232 (142)	11,069 (2,214)
合 計	22,918 (50)	4,871 (2,164)	2,344 (14)	677 (142)	27,789 (2,214)

(注) 1 広島市、福山市分を含む。

2 介護療養型老人保健施設の定員数を()内に再掲している。

第6表-2 高齢者福祉保健施設等入所の状況

(単位 所, 人)

区 分	平成23年度			平成24年度				
	施設	定員	入所者	施設	定員	入所者		
養護老人 ホーム	公立	6	310	5	260	260		
	法人立	25	1,498	26	1,548	1,547		
	計	31	1,808	31	1,808	1,807		
特別養護 老人ホーム (注3)	公立	5	264	5	264	259		
	法人立	169 (11)	10,123 (291)	181 (20)	10,576 (502)	10,118 (360)		
	計	174	10,387	186	10,840	10,377		
軽費老 人ホー ム	A型	法人立	5	300	278	5	300	281
	ケア ハウス	公立	1	30	30	1	30	30
		法人立	59	1,943	1,865	59	1,943	1,860
		計	65	2,273	2,173	65	2,273	2,171
介護老人 保健施設 (注4)	公立	3	270	253 (10)	3	270	247 (17)	
	法人立	101	8,171	7,758 (363)	104	8,284	7,764 (287)	
	計	104	8,441	8,011 (373)	107	8,554	8,011 (304)	
合 計	公立	15	874	844	14	824	796	
	法人立	359	22,035	21,012	375	22,651	21,570	
	計	374	22,909	21,856	389	23,475	22,366	
有料老人ホーム	83	4,214	3,730	98	4,786	4,119		

(注) 1 各年度とも4月1日現在の数である。

2 広島市、福山市分を含む。

3 地域密着型特別養護老人ホーム(定員30人未満の特別養護老人ホーム)の施設数及び定員数を()内に再掲している。

4 介護老人保健施設については、空きベッドをショートステイ(短期入所療養介護)として活用している数を()内に再掲している。